

議案第45号

関市個人情報保護条例及び関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

関市個人情報保護条例及び関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、この条例を定めようとする。

関市個人情報保護条例及び関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(関市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 関市個人情報保護条例（平成9年関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に、「地方独立行政法人」を「並びに地方独立行政法人」に改める。

第27条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7項」を「第19条第8号」に改める。

(関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年関市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第16条第3号ウの改正規定（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める部分に限る。）は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第2条の施行の日から施行する。